

「三次市男女共同参画基本計画（第4次）（案）」に関するご意見とご意見に対する三次市の考え方

令和3年2月26日

部署名：地域振興部定住対策・暮らし支援課

「三次市男女共同参画基本計画（第4次）（案）」について、令和3年1月7日から令和3年1月27日まで、三次市ホームページ等を通じてご意見を募集したところ、1通計5件のご意見をいただきました。お寄せいただいたご意見と、ご意見に対する三次市の考え方について、次のとおり取りまとめましたので、報告いたします。なお、取りまとめの都合上、いただいたご意見のうち、同趣旨のものは適宜集約し、また、パブリック・コメントの対象となる事項についてのみ考え方を示させていただきます。貴重なご意見をお寄せいただきましたことに、厚くお礼申し上げます。

番号	ご意見の概要	件数	三次市の考え方
1	<p>本計画案の期間は令和3年～8年までの6年間となっているが、なぜ6年間に設定しているか疑問である。広島県第5次男女共同参画計画の期間は令和3年～7年の5年間であり、また第2期三次市まち・ひと・しごと創生総合戦略は令和2年～6年の5年間である。これらの関連する計画との整合性や連携をとるため、また社会の変化に即した計画および施策とするためには、計画の期間は長くとも5年間とし、中間時期には評価・改訂を予定に組み込むことを検討されたい。</p>	1	<p>三次市男女共同参画基本計画（第3次）の計画期間は、国の第4次男女共同参画基本計画、広島県第4次男女共同参画の計画期間と同じ平成28年度から令和2年度の5年間としており、国・県と同時期に次期計画（第4次）策定をしているところです。計画策定には、国・県の方向性・施策等を十分に勘案し、方向性を合わせた市の計画を策定していくことから、国・県の計画策定の翌年度に策定していくため、策定年度を1年ずらし、今回のみ6年間の計画としています。また、社会情勢の変化や制度等の改正、本市の現状の変化等により、内容についての見直しが必要と考えられる場合には、見直しを行うものとしています。</p>
	<p>これまでの取組の中では、「女性活躍プラットフォーム事業」に三次市らしさが見られ、審議会等の女性委員、市職員の女性管理職の割合の高さ等に成果が見られる。他方、民間の事業所では男女共同参画の取組（例えば、女性の雇用・昇給・昇進の男女平等化、セクハラ対応など）が遅れがちである。しかしながら計画案に示されている具体的施策案は、学校、市役所およびその関係機関・委員会、自治組織等の「公」の場における取組が中心となっている。上述のような課題が残る民間に対し、何をどう働きかけていけるのかという視点を持って具体的施策を検討されたい。</p>	1	<p>ご意見として承ります。</p> <p>事業所アンケート結果から、女性の管理職の割合が低いこと、女性が少ない事業所でのワーク・ライフ・バランスの認知度が低い傾向にあること等が見られ、事業所等への女性活躍推進法や各種制度等の普及啓発活動が必要であると考えます。環境づくり(1)「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進」①仕事と生活の両立支援及び理解の促進、(2)「女性の活躍推進」①女性の就労促進の取組において、事業主等へ法や各種制度等の周知徹底、意識啓発、女性のキャリアアップへの支援等に努めてまいります。また、安心づくり(2)女性に対するあらゆる暴力の根絶と人権尊重の推進①暴力を容認しない社会環境の整備において、各種ハラスメントの防止に向けた事業所等への啓発活動に努めてまいります。</p>

番号	ご意見の概要	件数	三次市の考え方
1	<p>三次市の考え方として「働くことが自己実現の一部」とするならば、誰もが働きやすい社会であることが必要であろう。このためには、女性への対応だけでなく、性的少数者（LGBT等）に対する偏見等の解消が必要だと考える。この点は本計画案の「基本的な考え方」には示されているが、実際の施策として何ら示されていないのは残念であり、具体的施策案を検討されたい。</p> <p>本計画案では、固定的な性別役割分担意識の性差に関する固定観念が解消されていないことが、大きな課題とされているが、LGBT等についても積極的に理解を進めることが、多様性を受け入れ、人権を尊重し、思いやりをもつ社会を形成することとなり、女性の活躍社会へつながると考える。</p> <p>性的少数者パートナーシップ制度について、本計画案では触れておらず、また先日の三次市長定例記者会見でも「緊急性がない」と消極的な回答であった。男女共同参画基本計画案の考え方からしても、三次市における制度導入につきぜひ積極的に検討されたい。</p>	1	<p>LGBT等の性的マイノリティへの理解の促進は必要であると考えため、次のとおり計画に追加します。</p> <p>ひとづくり(1)意識啓発に向けた広報・啓発の推進の具体的施策に</p> <p>②性の多様性への理解の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○性の多様性への理解の促進に向けた啓発・教育活動 ○多様な性に配慮した取組の推進

<連絡先>

部署名：三次市地域振興部定住対策・暮らし支援課

住 所：三次市十日市中二丁目8番1号

電 話：0824-62-6242

ファックス：0824-62-6235

電子メール：tei_jyu@city.miyoshi.hiroshima.jp